



2026年5月14日

各 位

会 社 名	大 成 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 相 川 善 郎
コ ー ド 番 号	1 8 0 1
上 場 取 引 所	東 証 プ ラ イ ム ・ 名 証 プ レ ミ ア
問 合 せ 先	経 営 管 理 部 長 梶 内 武
電 話 番 号	0 3 - 3 3 4 8 - 1 1 1 1 (大 代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月23日開催予定の第166回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①現行の当社グループの事業領域及びグループ会社の事業展開との整合を図ることを目的として、親会社である当社の現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- ②最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、執行役員から社長を選定できるよう、第31条（執行役員）を新設するとともに、現行定款第14条（招集権者および議長）、第21条（代表取締役）及び第25条（取締役会の招集権者）の変更並びに第22条（役付取締役）の新設を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月23日
定款変更の効力発生日	2026年6月23日

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、排出権取引及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、エンジニアリング、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>3. ~ (条文省略)</p> <p>11. <新 設></p> <p><u>12.</u> ~ (条文省略)</p> <p><u>17.</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、排出権取引、<u>環境整備及び電気通信</u>に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、エンジニアリング、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>3. ~ (現行どおり)</p> <p>11. <u>12.工事用船舶の設計、製造、修理、売買及び賃貸</u></p> <p><u>13.</u> ~ (現行どおり)</p> <p><u>18.</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第14条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会は、社長が議長となる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が議長となる。</u></p>
<p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p>	<p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第21条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役社長のほか取締役会の決議により若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第21条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役の中から取締役会の決議により定める。</u></p>

<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第22条～第24条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者）</p> <p>第25条 <u>取締役会は、取締役社長又は取締役会において定められた取締役が招集する。</u></p> <p>第26条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第30条～第42条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">（役付取締役）</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。</u></p> <p>第23条～第25条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者）</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>第27条～第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（執行役員）</p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>2 <u>社長は、取締役会の決議によって、執行役員の中から選定する。</u></p> <p>第32条～第44条（現行どおり）</p>
--	---